

# 西宮の沢小学校 「学校いじめ防止基本方針」

R8.4 いじめ防止等対策委員会

「札幌市いじめ防止等のための基本方針」の中では、各学校において学校基本方針の策定・いじめ防止等の対策のための組織の設置・いじめの防止・早期発見・いじめに対する措置を行うとされています。

現在、いじめの問題は、社会における最重要課題とされています。いじめが原因で子どもたちが自らの命を絶つことなどは、絶対にあってはならないことです。しかし、実際には生きにくさを感じて自ら命を絶つ子どもが後を絶ちません。私たちは、いじめから子どもたちを救うために、学校は何かできるのかを考え、早期発見・早期対応を図る必要があると考えます。

## 1 いじめの基本的理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な 影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[「いじめ防止対策推進法 第2条」より]

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。」「いじめられた子どもを絶対に守り通す。」という認識のもと、学校・家庭・地域ぐるみで、いじめは「しない・させない・許さない」を徹底し、いじめの問題の克服を目指さなければなりません。

また、いじめは、教師や保護者の目の届かないところで行われることが多いことから、たくさん目の目で子どもたちの言動や行動を細かく観察し、迅速かつ丁寧に対応することが重要です。

## 2 いじめの態様

いじめの構造には、いじめられている人(被害者)・いじめている人(加害者)・はやし立てる人・見て見ぬふりをする人(観衆・傍観者)があります。また、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」では、具体的ないじめの態様について次のように示されています。

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品をたかられる
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等での誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- \*近年、携帯電話やパソコンを使った、いじめが増えています。

### 3 いじめ防止等の対策のための組織と校内体制

#### <いじめ防止等対策委員会>

##### (1) 委員会のねらい

- ・情報を共有し、いじめの未然防止に努める。
- ・いじめの積極的認知（情報共有）と、組織として対応の具体を考える。
- ・いじめへの継続的な対応を通して、いじめの継続、いじめの解消等を判断する。
- ・委員会メンバー以外への共通理解と意識啓発を行う。

##### (2) 構成メンバー

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・保健主事・養護教諭・学年主任・養護教諭  
スクールカウンセラー 必要に応じてその他関係機関・外部専門家等

※責任者は校長、校長不在時は教頭が責任者を代行

##### (3) 委員会の運営

- ・定例開催
  - 月に1回上記の構成メンバーを中心に全教職員で開催する。アンケート回収後は、速やかに開催する。
  - 定例開催前の学年研修の中で、いじめについての状況（新規・継続・解消等）を整理し、定例開催に臨む。
- ・臨時開催
  - いじめの疑いがある情報を把握したときには、速やかに臨時で開催する。
- ・重大事態の際の開催
  - 速やかに開催し教育委員会や関係機関・専門家の指導、助言のもとに対応する。

#### <いじめ防止に向けた研修会の実施>

○スクールカウンセラー等の外部人材を活用して、いじめへの実践的な対応や児童理解に関する研修を実施する。

#### <学校の取組の評価>

○学校評価の項目に、いじめ防止等に関する項目を位置付け、全教職員で振り返るとともに改善を図る。

### 4 いじめ防止の取組

未然防止・早期発見・早期対応を目指すために、全職員が一つになって子どもたちを見守り、いじめの兆候を見逃さないこと、気になることは必ず伝え合うこと（情報共有）が必要です。また、教師や職員一人一人が、それぞれの子どもたちを大事にしているという意識を伝えていくことも大切です。

「あれっ？〇〇さんの様子がちょっと気になる…。」  
「最近、〇〇さんの欠席が増えたような気が…。」  
「〇〇さん、保健室にばかり行っているみたい…。」



「ちょっと、□□先生に話してみようかな。」

子どもたちの様子で気になることがあったときには、『ほうれんそう』（報告・連絡・相談）が重要です。情報は一人で抱えず、迅速に共有します。学年内はもちろん、教頭や担任外、養護教諭、コーディネーターが関わり、いじめ防止等対策委員会で相談し、下記の基本認識のもと“チーム西宮の沢”で対応します。また、SC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）・巡回相談員などとも情報を共有し、適切な支援・解決方法を考えていきます。

#### 【基本認識】

いじめは、「しない・させない・許さない・見逃さない」を大原則とする。  
いじめは、人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対許さない」学校づくりに努める。  
被害、加害の児童に寄り添って、的確に対応していく。  
・いじめは、どの子にも起こりうる。（被害・加害）  
・いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。  
・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。  
・いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

#### ① 未然防止に努める → 豊かな心の育成[「人間尊重の教育」が学校教育の基盤]

- ・相手の気持ちを考え、互いのよさを認め合い、思いやることのできる心を育てる。
- ・自分は大切な存在なのだということを理解し、命を大切にすることを育てる。
- ・自分のよさと課題を受け止め、目標に向かって努力を重ねることで自信をもたせ、自己肯定感を育てる。
- ・仲間を受け止めること、仲間を受け止められることを通して自己有用感を高める。
- ・多くの人に支えられていることを実感し、感謝の心を育てる。

#### 例えば

- ・気持ちのよい挨拶を促し、相手を知り、心を通わせるためのはじめの一步と捉えて習慣化していく。
- ・日々の授業で、互いの考えを受け止め合う対話を通して、心のつながりをつくる。
- ・行事などを通して、子どもたち同士のよさやがんばりが認められる環境をつくる。
- ・いろいろな学年の取組が見えるような交流を行い、互いの様子が見えるようにする。
- ・朝学習、少人数指導など多様な学習形態を通して、子どもたちの学力の底上げを図る。
- ・道徳の授業を通して、思いやりの心や互いを尊重する気持ちを育てていく。

#### ② 早期発見に努める → 教職員による積極的なかかわり

##### 具体的な取組

- ・日常の言葉や行動から児童を捉え、把握する。（早期発見チェックリストの活用）  
→担任だけではなく、学年の先生、養護教諭、校長、教頭、担任外など、様々な見取りから子どもたちを捉える。
- ・悩みやいじめに関するアンケート調査の実施（9月…市教委）
- ・児童チェックシートの実施（6月…学校独自）
- ・外部人材（SC.SSW など）を活用し、児童の心を捉える。
- ・ICTを活用して、子どもの心を捉える。（シャボテンログの活用）
- ・教育相談の充実…年2回の個人懇談で友人関係や放課後の遊び等についても保護者から話を伺い、情報を共有する。

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

### 1. いじめが起こりやすい・起こっている集団の傾向

- グループにすると机と机の間に隙間がある。
- グループ分けをすると特定の子どもが残る。
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- 些細なことで冷やかしたり、茶々を入れてきたりするグループがある。
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる。

### 2. いじめられている子どもの様子

#### <日常の行動・表情の様子>

- 体の不調を訴えて登校を渋ったり、遅刻・早退を繰り返したりして、欠席も増える。
- 顔色が悪くて元気がなく、ため息をついたり、ぼんやりしたりしている。
- 交友関係が変わったり、いつもみんなの行動を気にしたりして、目立たないようにしている。
- 表情が暗く、硬かったり沈み込んだり泣いたりして情緒が不安定である。
- 下を向いて視線を合わせようとせず、おどおどしている。
- 保健室で過ごす時間が増えたり、すぐに行きたがったりする。
- 用もないのに、職員室や保健室付近によくいる。
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- 何かに怯えたそぶりや、人目を気にするようになる。
- 他の子どもの持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- 一人で下校することが多い。

#### <授業中や休み時間>

- 発言すると友達から冷やかされる。
- 一人でポツンとしている。
- 教室へいつも遅れて入ってくる。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- 教職員の近くにいたがる。
- 鬼遊びで常に鬼になる。
- 集団対一人の構図が見られる。
- 指示されたり威嚇されたりする。

#### <給食時間や清掃時間、当番活動>

- 配膳すると嫌がられたり、配膳されなかったりする。
- 好きな食べ物を友達に譲る。
- グループで食べる時、机を離されたり避けられたりする。
- 食事の量が減ったり食べなかったりする。
- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になる等、人の嫌がる作業をしている。
- 一人だけ離れて作業をしている。

#### <その他>

- 持ち物が壊されたり隠されたりする。
- 持ち物や机に落書きをされる。
- 衣服に汚れや擦れた跡、靴の跡等がついている。
- 理由もなく成績が突然下がる。
- 本人が訴えるけがの状況と理由が一致しなかったり曖昧にしたりする。

③ 早期対応に努める …迅速かつ丁寧に対応する

児童・保護者・地域・関係者等からの情報

教職員の目撃・他の児童の目撃・他の児童から情報

↓ ・児童、保護者、地域などからの連絡。いじめのサインと思われる言動や行動。

情報を得た教職員

- ↓
- ・情報の整理、記録。  
→ 「日時」「場所」「被害者・加害者」「内容・状況」を記録する。
  - ・記載された内容をもとに管理職と一時共有し、いじめ防止等対策委員会で情報を確認する。

臨時いじめ防止等対策委員会

- ↓
- ・「事実を確認する対象」「確認の順番」「確認の内容」等の手順や方法、指導の方針を考え、「いじめ」の認知の判断を行い、学校としての対応を共有する。
  - ・担任や学年主任、担任外、養護教諭、管理職などで迅速に行い、対応の見通しをもつ。

いじめの事実確認（聞き取り等） … アセスメントシートを使って記載

- ↓
- ・「関係している児童」「関係している教職員」「関係している保護者」から聞き取る。
  - ・事実関係、背景、理由の確認。「被害者をいじめから守る」という意識で取り組む。
  - ・被害者、加害者は個別に、同時間に話を聞く。  
また、被害者の気持ちをよく聞く。
  - ・事実確認の段階で、良し悪しの判断は安易にしない。
  - ・多面的、多角的に事実確認し、内容の矛盾を慎重に検討する。
  - ・情報をくれた人に迷惑がかからないようにする。
  - ・必要に応じて保護者に面談し、家庭での様子を聞く。

いじめ防止等対策委員会

- ↓
- ・いじめ防止等対策委員会を毎月定例で開催し、事実の確認や指導方針を整理し会議録に記録する。
  - ・必要に応じて、関係機関にも情報を伝え連携を図る。
  - ・関わりの具体、支援の体制等を決定するとともに、対応状況を確認する。

いじめられている側には

- ① 辛さを十分に受け止め、心配や不安を共感的に聴き取るなど、心のケアに努める
- ② 具体的な援助方法を提示する
- ③ 自尊感情を損なわないよう本人のよさを認め、励まし、自信と自己肯定感を高める
- ④ 孤立感をもたないように配慮する
- ⑤ 周囲の児童への影響を配慮して、指導・援助にあたる

いじめってしまった側には

- ① いじめた児童の抱える問題などに目を向けた指導を行う
- ② いじめを自分の問題として捉えさせ、絶対に許されないということを理解させる
- ③ いじめを受けた児童の苦しみを理解させ、自分の行為の責任を自覚するように促す
- ④ いじめを受けた児童に本心から謝罪できるように関わり、人間関係の修復に努める
- ⑤ 役割を与え、集団の中での所属感や達成感をもたせる

はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする人には

- ① いじめを自分の問題として捉えさせ、絶対に許されないということを理解させる
- ② いじめられている相手の心の苦しみに気付かせる
- ③ はやし立てたり、見て見ぬ振りをしてはしりすることが、いじめを深刻化させることを指導する
- ④ いじめの傍観者が仲裁者や相談者に転換するように促す取組を行い、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える

**家庭との連携** …可能な限り、情報を把握したその日のうちに対面で伝えるのが望ましい



- 確かな事実関係を伝える。
- 共感的な態度で接し、訴えに傾聴する。
- 学校での指導、支援の方針を伝え、具体的な対応策を提示して協力を依頼する。その際、学校と家庭が同じ考えで支援していくことができるように保護者との関係を確立する。

**関係機関との連携** …案件によっては積極的に連携を図る



- 関係機関と連携を図り、学校としてできる方法を見付ける。
- 定期的に連絡をとり、専門的な立場から指導、助言を受ける。
- 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

**経過観察**



- 日常の観察に加え、様々な形でかかわりをもつ。
- 毎月行われる「いじめ防止等対策委員会」で、いじめの経過について、解消に向かっているかを全教職員で確認する。

- ①いじめ再発のサインはないか？
- ②意欲的に活動しているか？
- ③友達関係に改善、変化は？
- ④家庭での様子は？
- ⑤保護者はどう見ているか？

**解消の判断**



- 児童と保護者へ確認し、いじめが解消しているかをいじめ防止等対策委員会で判断する。
- いじめ解消の判断は、以下の2つの要件が満たされているかどうかを確認して、3か月経過後に行う。
  - ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の 期間を設定するものとする。
  - ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒 本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 5 重大事態への対応

重大事態発生の場合は、速やかに教育委員会に報告し、指導・助言に従って慎重に対応します。また、関係機関や専門家とも積極的に連携を図って、原因や経過等の調査・確認を丁寧に行い、事態の解決や解消に向けての最大限の取組を続けていくとともに、再発防止策を検討します。

## 6 インターネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めます。特に、児童が陥りやすい状況や心理を踏まえて、発達段階に応じた指導を続けていきます。

- ネット使用に際して、年度当初にモラル、活用の仕方と約束について確認する。
- 3年生以上の児童を対象に、スマホ・ケイタイ安全教室を毎年実施する。
- 保護者対象に、SNS 利用に関する学校としての基本的な考え方、警察や関係機関と連携することや家庭との連携の重要性等について、年度当初に情報発信する。

## 7 令和8年度 年間計画

月 日	行 事	内 容
4月 2日	いじめ防止等対策委員会①	・委員会方針、年間計画 ・いじめ案件の確認
4月15日～	個人懇談	・前年度いじめ案件の継続、解消を保護者と確認し、対応等保護者の思いを聞く
5月22日	いじめ防止等対策委員会②	・個人懇談を受けて、いじめ新規・継続・解消案件の確認、対応の検討 ・校内悩みアンケートの実施要領確認
6月 2日	校内悩みアンケート	・アンケートの実施、(学級の実態に合わせて)全児童面談、緊急案件報告
6月19日	校内研修	・SCIによる研修① いじめ未然防止等について
6月26日	いじめ防止等対策委員会③	・校内悩みアンケートの案件確認、対応検討
7月24日	いじめ防止等対策委員会④	・1学期の案件についての確認と全体共有
8月28日	いじめ防止等対策委員会⑤	・市教委悩みいじめアンケートの実施要領確認
9月中旬	市教委悩みやいじめに関するアンケート	・学校体制で、チェック、緊急案件対応 ・(学級の実態に合わせて)全児童面談
9月25日	いじめ防止等対策委員会⑥	・緊急案件についての共有と対応確認 ・個人懇談に向けて、案件と対応の確認
10月 1日～	個人懇談	・継続、解消案件の確認をし、保護者の思いを聞いて対応等について共有する
10月30日	いじめ防止等対策委員会⑦ 校内研修	・個人懇談で確認した内容の共有と対応確認 ・SCIによる研修②
11月27日	いじめ防止等対策委員会⑧	・11月までの案件確認、対応検討
12月18日	いじめ防止等対策委員会⑨	・3学期への継続案件とその対応確認
1月15日	いじめ防止等対策委員会⑩	・年度内に継続・解消確認する案件の児童面談(学級の実態に合わせて全児童面談)実施についての確認
2月19日	いじめ防止等対策委員会⑪	・新規案件の確認と当年度の案件まとめ
3月25日	いじめ防止等対策委員会⑫	・当年度の案件まとめ、対応等振返りと共有 ・次年度に向けて 案件・運営方法等検討

## 札幌市の関係機関一覧

- ◆札幌市教育センター教育相談室 671-3210
- ◆いじめ電話相談(市教委 少年相談室) 0120-127-830
- ◆全国統一の教育相談ダイヤル 0570-078-310
- ◆いのちの電話 0570-783-556
- ◆子どもアシストセンター0120-66-3783(子ども用)  
211-3783(大人用) [assist@city.sapporo.jp](mailto:assist@city.sapporo.jp)(メール)
- ◆札幌市児童相談所 622-8630
- ◆少年相談 110 番(道警本部) 0120-677-110
- ◆子ども安心ホットライン 622-0010
- ◆子ども人権 110 番 0120-007-110
- ◆チャイルドライン 0120-99-7777
- ◆興正こども家庭支援センター(相談電話・24 時間) 765-1000
- ◆羊が丘児童家庭支援センター(YOU 勇コール・24 時間)854-2415

## 「気になる様子はありませんか？」家庭チェックシート

- 朝、なかなか起きてこない
- 学校や友達の話題を口にしない
- 朝になると、体調不良を訴えて学校を休みたがる
- 部屋に閉じこもるようになった
- 遅刻、早退などが増えた
- パソコンやスマホをいつも気にする
- 食欲がなくなり、家族とあまり会話をしたがない
- 家からお金を持ち出す
- 理由をはっきり言わないあざや傷跡がある
- ときどき物がなくなることがある
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きや破れがある
- 遊びの中で笑われたり、からかわれたり、命令されたりする
- 感情の起伏が激しくなり、些細なことで怒ったりイライラしたりする